

六月三日(第一回)

人会議散會時刻(自午前十時三十分至午後二時二十分)

三、出席議員は次の通りである

議席代	氏名	議席代	氏名
一 番	仲 村 春 正	八 番	大 久保 天 久 盛 雄
二	岸 本 利 実	九	米 須 清 祐
三	井 佐 真 一	十	仲 本 正 重
四	佐 藤 美 慶 祐	十一	花 城 清 喜
五	中 山 勝 豊	十二	中 里 幸 利
六	安 田 良 朝	十三	松 本 利 旦
七	峰 間 健 一 郎	十四	柳 原 正 謙
	西 山 本 朝 德		

三、次席議員は次の通りである

四、市町村自治法第十一條の規定に依り會議事件説明のため出席したものゝは次の通りである

村長 仲村春勝 財政課長 当山金喜  
助役 果屋真徳 経済課長 澤嶽安一  
収入役 仲村春松

五、會議事件は次の通りである

議長第三号(議長) 村委員會條例一部を改正する條例につき  
議長付議報告書票 スワラノア外理調查報告書

大議事日程は次の通り(書記をして朗読せられた)

日程第一 議案第三大号(否決)

参考人として換問となりうるは次の通りである。

如念清一

义耶霸朝益

喜樂助

金城珍助

日程第ニ 議長付議報告書四号（著述統合）

△会議の題末

議長

午前十時二十分開會並言

出席議員三十名であります。よって市町村自治法第五十三条  
の規定により議會否成を致します。唯今より開會致す事。

議長

日程第一議案第三項、村委員會條例ノ一部改正寸力條例  
案を付議致します。

議長

三カ問題について發言したいことがあります。副議長と交代  
致します。

副議長

ては議長について議事進行を進めて行います。

議長の説明を願ります。

大番

建設課が新しく出来て常任委員會が必要のため提出した。

大番

三つ常任委員會の一つとあるは新條例の場合が旧條例と  
雙方と二つが另立が（日課例は八人以内）

大番

星際的に五名で日委員會活動が出来たりで、五人まであく  
内に立派であります。

大番

三項目の場合（三個以内）運営に支障を生じる所、

大番

三項目は三個以内常置されたりであると思ふ。

大番

自分を屬して居る委員會が二つあつた場合掛持ちして場合に  
困る所、二つには参加出来ないと思ふ。

大番

某一條某二條等に思われます。が、どうか正しきか当局にお

伺ひます。

委員長	番	委員會報告に対する質疑並切りの動議を提出します。
委員長	番	今質疑を打切られたらどうる、當時の証言が食違つてあると記入をしてから問題を聞まにけうで不答成
副議長		唯今四時でありますか経過して貰つかお詫び致します
副議長		異議なしと唱えたり
副議長		御異議がござり称うでありますので時間延長を決定致します
八番議員		提主これにて動議は賛成者がござりて成立致しました
		休憩を宣す(午後四時)
		再開を宣す(午後四時五分)
一七番		委員會は証言内容を認めたとみ事であります。残り分子材には
一一番		調査べきと認めた事に付まつて、委員會は認めたとしてあります。
委員長		認定のあしかばにと思つて、マハ元にして、マニ元にしてあります。
		これは契約の方からありますて来て、ベーデイが一元であるが、マハ死であるが、向顔でどうかと言う話があつた。
		総合計が問題であつて、認めた一元を見た者は皆がしたに事である。
一一番		マハ毛にした場合、一毛にしたものは総合計でありますとおづてて、事務局の方も同じと思つた。
一七番		四五二毛は当然村に納入すべき金だと言つてあるが、未納り金の
		仕事ままであるに仕方あるまいと、前方より

		四 助	後
		第三條三項を入れて第二項は、前二三項を委員會に付し、原則と しては三個以上であるが、とちうる正しソガロ。分明。	
八 番	委員會構成で委員会は三個以内にしなり入ればリ。その理由は 新規條例で最も要旨であり三個以上持てば四五年にさうすで = 助 改 番	新規條例で最も要旨であり三個以上持てば四五年にさうすで = 委員會書類常任委員會と特別委員會を持てばともと二種が同時 に立つた場合はどうするか。	
一 〇 番	特別委員會が通用されると思う。別業はどうがは知らぬが 三項に運営面を入れるよりどう言うことにならうか。これが消滅し た方が良いと思うが提案者へ御意見を伺う。		
副議長	休憩を置く(午前十時二十分)		
	再開を置く(午前十一時八分)		
一 一 番	此と同様なことを賦課設置條文にさうしためてある。今までの 第三條も様にはほき持した方が良さと思う。		
一 二 番	他市町村ほどんど列記されてあるが、このままである。三月一日 から市町村で列記せよあらかじめ		
一 三 番	賛成を打切り経続審議に持て行けり現由としては委員會立 法であるを守りて		
副議長	賛成者多數なり。動議不成立となりました。		
一 四 番	即決の動議を提出します。即決の審議をしてもらひたい。 答成を唱えり承ります。		
副議長	唯今朝の動議は成立しません。		
一 五 番	即決の動議は成立しません。		
	副議長	即決の動議は成立しませんが、討論をもう少しざるいだい	

議長  
議長より動議の採擇を致します。

副議長  
雅子議員の動議に賛成の方举手願ります。

議長  
議長より動議の採擇を致します。

副議長  
休憩を當す。(午前正時三十分)

副議長  
午前正時三十分(午前正時三十分)

副議長  
議題が古川先生と認めて打切ります。

議論を願ひます。

副議長  
審議の改正は悪ければ改正せなければ出来方が、二ん度の場合

議長  
議題を増えて、どうぞつづけよ。

副議長  
議題を改め、三項目と書き消す。四項目を次の通り

議長  
議員として議決に加うる権利を有しない。

副議長  
休憩を當す。(午前正時三十分)

副議長  
原案を賛成。活動文面ばかり。又活動文面に支障があれば改めて良いと思うので原案に賛成致す。

副議長  
議題は三項目と改めて、委員会の任期があり、二個に参加するには國士六種し書を消す。修正して賛成する。

副議長  
休憩を當す。(午前正時三十分)

**副議長**

再開を宣す(午前二時四十五分)

八番 唯今三番議員の御意見通り、三項の手續は、題書

副議長 委員會に屬すより表決權に屬すよりが問題で、題書以下

を消去して替代致しました。

**副議長**

討論を打切る旨でせうが、

副議長 御異議がござらぬと、討論を打切ります。

六番 考察致ります。

二番議員の修正にて原案に替わり方举手願ひます。

六番 本件に付し、三番議員の補正書を消去修正して原案に替わり方

三番 八番議員の補正書を消去修正して原案に替わり方

举手願ひます。举手したものの(七名)少數に至らず、

举手願ひます。举手したものの(七名)少數に至らず、

原案に替わり方举手願ひます。

原案に替わり方举手願ひます。

議長 再開を宣す(午前二時四十七分)

八番議員第三条第1項委員會陳例う一部改正する條例案は否

決に付りました。この間の御意見を聽取るに當り、本件に付し、

古文書を提出する事無く、本件に付し、本件に付し、本件に付し、

古文書を提出する事無く、本件に付し、本件に付し、本件に付し、

本件に付し、本件に付し、本件に付し、本件に付し、

宜野湾村役所

	副議長	日程第3議長付議報告第四号スクラップ処理調査報告を 上提出し候す。
二〇番		この問題は私真接関係しており又内容において疑問がありま すので發言を許して下さります称うお願ひ致します。
八番		委員會の報告をじらん革にそうち願うのはどう言ふ意図が 又關係人を集めたのは、
二七番		報告内容を疑問がありますので發言をさせてもらつてと を詰めて願つた。
副議長		疑問を仰がれありますので、二〇番議員の發言を許可します。
八番		本來この件は先に財政審査委員會に付託り上審査を お願ひして原稿まとめてある六月九日に委員會より別紙の 通り審査報告がありましたので、
	書記	書記として朗読せらるます。
副議長		委員長の報告を承ります。一、委員會の審査結果を 特別構成委員会財政委員会と部落に關係の深い天久監視議 員会合議で構成された調査口直治法第四〇條によつて、 準司法的立場を減多に以つて、よりが準じた。又証言 せざる場合を監査をして願ひた。出来得る範圍とその他に於て 調査せしむが監査等の行う場合は、全員をうちりす称う乃調査 が出来ぬく残食である。証言の内容を充分斟酌してこれを 認めて、此の委員会外の面は別だが、この分口全員が確認 した分である。普通の調査報告に当つては、意見を出すべ

さたが評價として認の方に日本業説があるで本會議で

行うことに決つた。

本村他村にありて例の如く又本村の歴史にありても例の如

い事例でありますので審査を計る意味で委員會を始めました。

度々自治法第三條各項の方針を説明した。

託人より営向の方法も裁判書が八年を計る意味で公平にし

たことを充分に又慎重に爲したつもりである。

二番 託人より託言内容を挿入したと/or事である。スクラップの正数

(0.2毛)2枚がありが計算は違うではなかつたと思ふ。

委員長 委員會にありてはマニ配と決定したと思う。委員長とおなじ何も

変更しておかずしてあるが、これは大體のところは大體のところ

記録によります通りマニ配は当然村に納入すべきと思つ

一三 番 協會長もマニ配当リニヨン河で買つたと言つておる。

一二 番 對算をすれば、マニ配の正数が少て余ると言ふことであつた。

二番 二の問題につきて非常に迷惑をしておりますので、プリントの

ミスではないかと想つます下、字句を訂正を願ひたい。

三番 の一行は、

四主觀せざりか、

新疆盛吉託言に対し、新疆灰がうる陳情にてとあるが

矛盾と云ふなどある。

村の場合、村長から「お願いあるたうで」と言ふとあります。

委員長

	村がうお頼ひと解じてと聞さうがうば
	政治的言えは政治的立場の人々からヒカ託言(新進)がある
二番	市町村自治法ヒク件は記録にある。ビク條例で行うべきかとは 検討したが、重要取扱い場合は條例で、不明確のものは 通用するべき。
三番	一回確認とさつておきが、四月から九月までに二回ヒク託言を してから間違子唐りを訂正して誤りと未だか訂正らか
四番	記録の場合相違はほんどうか。又証言に署名させたか どうか
委員長	記録に相違なし公利害の場合署名はまことひと江戸川 委長は村長に対する責任を持つて向に對して
一三番	責任を持つて向に對して
一四番	責任を持つて向に對して
一五番	責任を持つて向に對して
一六番	委員会であり、九月以降が定期にほつておきのは知りませんかに 対して、その後で知った。二番のことをもつて、三番のことを 後で知つた事ヒク場合、後で三番話が古た
一七番	五員の中断とさつておきが、我々が怠慢にほつておきがう称う 三番が質問する前に見解を述べておけられぬ
一八番	境界等对外的めりをあり、その問題であると思つ
一九番	調査権限、監査委員が監査、検査の結果を求めて、とか ちべきりうである
委員長	委員の中の委員として、委員会として議會から出して

から自体が可笑しい。対外的立場での話であるが、その時に  
はそんなん話は出て来なかつた。行政行為でありれば、行政當局に予  
かして議會は監視すべきでありますから、議員は住長の代表で  
あり、執行機關の執行を監視するうが監査委員であつ  
る不獨主の吳で、他に議員自体に検査、調査が出来る。  
確信的ではある。

二四 番 内容の四貫の嘉手納の四〇円に内そある根據は、隣村の  
北谷等調べた全

委員長 先金に調べておるとと思うが、近リ嘉手納は調べてほひた事  
業がある

二四 番 四〇屯の証言で日、日、日す水が多うとの事。疊数を計つたところ  
委員長 二〇屯の話で、毎一日、廿日で村長が行つたのは、毎日一日廿日  
で契約の場合、四日六日で口立會人り内容も内にり知らなかつた。  
疊数が通常で通う二二四石か

一三 番 胃八日半でに壳却されたもうとほつておまか、之曾幾胃半  
計をもう口如何

大 番 一貫の三〇円日本三〇円でなければならぬと思ふが、

八 番 観聞で村取源の状況どうぞおまか、報告に口づけ  
証據云々何故嘉手納のカクモ、証據立てるか、  
委員長 村有財產を検査した場合に風じたが、非常時に前輩である  
その契約書は模範的ら、其証言に對しての裏付資料とし  
てあります。

八 番 証言書は取そりあらかど三か

契約クニ貢カ漁夫、補償どもをおまが漁民ニヨリ生活をし、おま  
ふ何人住わま。

二 道を通りての事はどくろ田うを調査ニシテ下見  
ニヨロハ金を集めるは、部落で集めたりておまが、漁民に  
ノモの補償で食違うが調査したニトガ、おま。

本契約の主方ガ本契約ノ中ニ入つてカリウキ、その後は内參ニテ

日本契約を優先しておうと思うが、

委員長

貳源ゲ報告書ヒ入つてカリヒト事は、最初から村貳源ヒリ  
關係あると思そ。ガヨ、正しくヤニおれず問題は乃リ。

二 証言書は公利差では、そう言う証言書は取られてゐる。

委員会にて特別ニ關係人ヒも関連する下、多く必要下  
あるが、知りべて乃は、一々悉く記す。

議會ノ名すべち、範囲、費用、問題等はビラケ

三月四日付で本契約に入つたガリシテ、必要ヨリヒの話題を

一 番 収入役が何故主音課長に回エラムつた。

助 改執行部向にフリテ、新規契約であり、改所ノ動種類ノ美

では非常持出ヒトあるが、スニ分類すべヨド内ヒと思フ

二 番 ソク意味でガリヒにスラレテヲチ保書ヒリニト。

三 番 委員會活動の趣向のみ、委員會活動は議會活動ウ一部で

あるが同感、委員會ニ報告セヨイ事ニ委員長の談話ガ

四 番 ハヨロモ言ミ、A、Bの新規ガガリガどニカ

	委員長	委員會の本會議り大に傍聴せらへまでもろ 村の行政の一端に及ぼす調査で、本人に迷惑がかりものでござることで、かし個人的にそれに反駆する必要があり、機会もあつたと思ふ。公評することは見解の相違で、私はがまつて村民に對して發表して結論を得た。
	副議長	休憩を置く(午後一時三十分)
		再開を置く(午後一時五三分)
		唯今二時半でヨリヨリで終業着議の形で午後二時で終
		午後三時より再開致します。
		休憩を置く(午後二時五四分)
		再開を置く(午後三時五分)
		午前に引続る質疑を願ひます。
一	番	當局に如何致ります。委員會の途中で開いたが助役へ
		昭和四年八月に契約にてあるが、一九二九年六月に追加を
		させたが、それからした場合、本契約の内容が新であるが、
		勤務について聞きそおとと言ふことは実体的にどう言う=
		とか、理解に苦しそうであるが、知念氏が故意に助役に
		知らせるがうたうが
		全く知らなかつた確答口頭にては、契約についてうりうで
		がまでもう勤務につけては知らなかつたとさうとしたが、
		勤務でなく、村をしてこうと言つたが、あちと事業であつたが
大	番	委員会につき嘉手納の方面で調べたり、村をまつたのは、契約

- 委員長 約四五百戸が 村へは大いに老練であります 緑貴等り全般當局 持ちておられたと思ひます
- 委員長 調べて下さい
- 一三 番 今之詫は特別委員である人としての言ふべきであります
- 大 番 それは内情は認めますが、四百戸町の契約は知らぬがつたうで、それが 調べて下さい
- 一三 番 市町村長會下嘉平納村長事と並んで調べた結果などと じがし 村と嘉平納とは全く内情が知りません
- 一三 番 契約書は相務契約でありますので、おきて村當局に行つて調べる 必要があります
- 一七 番 委員長へ伺う、先程の質問は復でし、説明の中に法の精神に クロヒテ調査したとケニヒであります 同じ關係の助役收入後經濟 一三 番 課長と何故参考人として呼んだか 同じ法のトキで証人であるべきだと思ひますが如何
- 委員長 ええ、その通りです。それで、その辺の問題を中心からお聞きが、契約當時の現職のものも参考人として呼んでおまかし 優柔せば、タク必娶がおりうで 特に差管課長等は後で知つたりうで、参考ヒヒニ場合は自由にさげう可うと思ひます
- 一一 番 現職やあるが、たゞば現職の補助はどうか、いつの間にか
- 大 番 お聞け始めて、知つたと思ひます 始から、知り必要はないと思う
- 一三 番 さがれたりで、論議の必要性はあります
- 一一 番 現職せざら良ひがサセを、託人として 委員長にまわしたものとほづけ

委員長

正式の委員會の議題に落ちたが、委員は新規で最初

当面は開けずからすまかどうかとの話しがあつたが、その時に証人会はしたじゆゆく、又一応開けたが、それ以後もテレ

一回、新規の事でおり地職であるだけであつて、主審課長は全く  
下り合ひ知らぬ

二回 番 検りとり説明とは

証人として立て話をもううへてあつ事と解釋して  
もううへた

一回 番 証人と参考人との証言が相違

委員長 法的にはどうともうづなが、参考の証言が委員會とし

て方同取扱りである

一回 番 証人より参考人より証言は信憑性がないと認めて良つか

。 そき言ふ外置は委員長は正しくと思うが、で新規をあらへ

委員長 正しくと思う

二回 番 そき時日そき言ふ感じはしなかつてが、話の中に現職とう話す

あつたが、むこう証人ヒズベニであつたと思つ

一回 番 委員が今更証人ヒズセモペニだと言ふことは、言ふべきも思つ  
一一 番 復ぞそり間違があれば持てわざお東なつて、ソリと思つ

一回 番 繰返言ふがナラフ、証人として呼ぶがビシナ 諸つたニとか  
あるが、ナラフと云ふがナラフ、たゞナラフと云ふと思つ

委員長 議事は進み本ほおぞ書に詰つた

一回 番 証人をして呼ぶがどうかを詰めと云うが三人とも参考人はいなか

委員長	後で委員長に一件すりとの事であった。
番	運営の美で、対外的の美を(調査中)は國からある程度の見通しがつくまでは情報人は遠慮させないと思ふとか、意があるが委員長の権限を公開すべきかどうか、委員長は獨裁的が通感する。
番	部落で刑事事件を發展しておるが如何。
番	議題外であるので答辯の必要はないと思う。
番	二ヶ月額の二万円の開算について。
委員長	風評があつたが、動議の提出者の話によりしたが、私は知らない。
番	所故調べがつかない。
委員長	刑事事件であろうと個人的な争いであろうと権限外である。
番	監視人をすりを話してわざわざ取扱つたが、
委員長	木井が説教してゐる。
番	木井は元教の説明があつたが、追加の一六七五円に対する金が入らなければ、う事は、ほつとおります。一六七五円を木井を差し受け取つた。
番	すでに二ヶ月額は三ヶ月半の事で当時の關係者を記憶を出さう事があつたが、天久議員へ伺う。二ヶ月額を知つた事はうが、天久議員は調査依頼させたことをあつた。
番	天久議員は、天久議員會の調査の結果で木井があの件で本議會で質問した事に付いて、
番	天久議員は、天久議員會で出席した事があつた。

委員長	番	総會にてあり、委員として如そあまが、二方門の件及、区署の問題であります。それで處理させ様うと思う。
大	番	大那霸市長は議會までの話がカリニモでござらず、雨りた。
一七	番	区の人に幹部であれば、當時そう問題があれば、合つてあつたと思ふ。當時の部落の代表であつて、議員を通じて、ヤコベ五との辯を質問した。
一三	番	区の問題について、論議すべき下り、村の問題として誤りがあれば、正しく、ガラス張の政治にさせよ。意味で、区に関連工場へきておいで。
委員長	番	質疑でおれば、私も報事中であります。後程、事務局を通じて計を立てるべきが、心當だと思想
一七	番	島若託人は業者に対して立場が弱くならぬかどうかと云ふ時は、金錢的立場がも知らざるが、実体的立場は、
委員長	番	そろそろ此日(渡良、希望者)におまが調整する金を分けて貰ふ事、請ひに来て、そう言ふ事一が出来たと思う。
一七	番	チリペーの金城正雄が複数が多かった証言をしておまが、どう言ふ理由でさうなつたか。
委員長		委員會で証言にさうも下り、認定日して改り、両方文面に

副議長 (はがた)	四五三番	四五三番は当然業者の不正の臭であるが
委員長	四五四番	これが委員會報告であつて、委員長として、意見をつづ林うとく
副議長	四五五番	話しかけ出でまつた。
委員長	四五六番	報告に対する質疑打切り、動議を提出致しました
副議長	四五七番	報告に対する質疑打切り、動議を提出致しました
副議長	四五八番	唯今ノ七番議員よりの動議は成りておらず、左仰取扱つて
副議長	四五九番	言ひでせうか、お詫び致します
副議長	五〇〇番	異議なしと唱えり。あり
副議長	五〇一番	質疑を打切ります
副議長	五〇二番	休憩を置く(午後四時二十分)。
副議長	五〇三番	再開を宣す(午後四時十九分)
副議長	五〇四番	討論をわ籠ほします
副議長	五〇五番	委員會の報告書の内容において、理事事務と相違する
副議長	五〇六番	ので、良心に折苦つて申し上げます(参考資料を朗説)プリントの事
副議長	五〇七番	唯今口見事な演説の中で、主觀とかと言ふ事は、岸本の
副議長	五〇八番	説言ではあるが、もう當時口詳しく話さなかった。当時は少い
副議長	五〇九番	か話すねが、たゞ、政治的などの言葉があまびらかでありて
副議長	五一〇番	ます。それで、この點から議會と當局で問題があるが、業者の
副議長	五一一番	老々死り庇ひれたが、當局は庇ひたが、業者も庇ひたが、
副議長	五一二番	譲餅に残さぬいために、休會させてやつたが、本人が呼ば
副議長	五一二番	れた事は、あれは委員會活動の否定であり、その後、

ノニ番	季貢會の家を手取つた事もあらず
ノニ番	今釋明申ば季貢の家に行つて、島袋証人が死にますよ ヒカ事である。議長議會の同意があつと思ふ
ノニ番	そうさう自治にはますあるが、季貢會を認めようか。それを断 て許されねばまでもなり
ノニ番	個人的立場を、より上に取上げられに事を遺憾に思う 強迫の事実はナシ人アガリ。そう言う話をすれば弁言する 私自身の越權と言ふ事は第四回條の適用はどうか。又新 聞ではさうであります。木綿金についての問題につき高橋アスチ
副議長	ツア处理で個人的立場をナしてアガリたり 休憩を置く(午後五時)
"	再開を置く(午後五時三十分)
ノニ番	この問題において、証言者のうつにわうで、内務事務につ いては木曜説であります。知念井村長を証人として採 問して、動議を提出せよ。
ノニ番	三月半の事であります。記憶に残る居るを言つてあります 我意はその当時の状況内容がすこりとあります。おなじ度 知念井に証言してもらひたのことを賛成致します。
副議長	唯今の動議の採擇を致します。動議は決議を對付する事 証人として一度聞玉ことに証言動議を附と替へ方を擧げ 願ります。擧手平左衛門／ハ名過半數がありまつて

副議長

もう一度お聞きすることに致ります。

ク  
一七 番

自治法第四条第三項を適用して、証人として良りか又参考人としてお聞こえなうがどうかお詰り致ります。

副議長

参考人として良いと思ひます。

副議長

参考人として良いと言ふ意見がありましたが外にありますか

副議長

御要議がなれば林うでありますので参考人として呼んで貰ひます。

副議長

休憩を當す(午後二時)

番

再開を當す(午後五時十分)

和念清一

連日特別委員會の報告書の中に疑問の点がある事

和念清一

更に議會にあつてその議會の善意に対する感謝して

二 番

より結論的に申し上げます。私の方は不正の事実を見出せぬ

和念清一

ことの本體で良心に負担を負う

和念清一

認定するところでは証言を事実に相違するとは云ふ

和念清一

事実を覆す林うと更については遠慮願ひます。

和念清一

次に問題の進める方におそく關係の深き直接の関係者

(再説明別紙ナシントン通りであります)

中には第四條の適用につけてはあえて要請はなし。

機会があつた事は感謝する

我々の能力を及ぼさなかったと笑ひあつた上で、とあるが更に

一 番	スラリアブ処理箇向題をめぐる。私の一一番聞たい事は、凡數の集 にふて、誰にでも聞けりかどうが、六月とて、此處に於ける事は、
副議長	休憩を宣す(午後五時三十分)
二 番	再開を宣す(午後五時三十分)
三 番	四月十一日午後會人より時の太田毛と四田毛は利にしEとの事で あるが、村長より次に二とは、
知念清一	四月八日本契約、金城氏日本契約は結んでおらうと、追及した。 金城四田毛あるとか事であつたが、詰し合ひではなうべし。
四 番	四月八日までに上げた分は、両方立會の時に、本契約に明記 せよべく、乃しEニヒタガ、ニテ四田毛である。
五 番	四月三日め本契約復で令らううかあた、白ボクでチエック して、一ロモ毛はあとのを分らなくつた。
六 番	重助日四田毛が本契約に入れ方がおまかどうが、分らぬい、半田 で折が調へたり、四田毛は本契約に入れてあるのでは、董はなま から、本契約の中の毛う下ある、一ロモ毛の中の四田毛と、別下 あるまうほ談解して、どう事で、重助氏より納得と申されま
七 番	私が報告させた事一變は及ばず、
八 番	本契約には、舞鶴鹿部したと身まが、三日後もあらだして、とあるが、 日本が蓬つてある。
九 番	推薦依頼には、主會鹿部の主會の件であるが、〇、八毛 の件を詫ひが身まが、主會の件である。

知念清一	壳卸せするふとへ毛と申合せてやつた。"だりだい"オの笑であつた。
番	あら契約書は誰が書つもか。
知念清一	隠すばかりでありますと會者が確認すれば問題はなしと思う。
番	一番大切な笑で記憶がぼくらうのは困りますが、お分りであればほつきり返答願ひ申す。
知念清一	当時四三七、始終目數を数える時は、直ぐやうだが、数字を二三四詰まとまはめて、複数ペンキで示したとめ詰めあつたが、始めから自墨で示してある。かどうか、
番	賃を方やりどんく上りびり水は多くなりて、四五日も現場下りて行路障害物にかららかうが、
知念清一	業者にて聞かれた方が良さと思つた。
番	業會人は大井士日吉で、三日越して報告する事になつてあるが、六月以降業會は石川左理由は報告書の通りであります。
知念清一	立會人ほく業會かわうと思つて立會へ立かつて事によつて確認をするにしたが、
番	ねる經六月廿日までの報告にておるが、事務的は処理は済んでおつた以下、他に事務があつたのか、全般そんを言ふと思ふ。
知念清一	契約書の四口毛は契約本にはつづり处分したものつてあるとめ話もあつたが、村長はそれが認めました。
番	金城の責任者、外の又が事務的にどうゆう業者の問題

八七 番 先那覇勧業農團金城人を参考人として採向したの動議を提出します。

番 皆、成し得る所あり。

番 村長はその後先那覇島發代の家に行なた事は当然進及す事多。

知念清一 第二で、追々は当然であります。金城も。

副議長 唯今之モ番議員の動議は成ニしてあります。庄様取計つて商ひ下さる。

番 裏が一致させたうだが、おまと用内服ますそ、おの時ニとぞ強制であります。性意に附せられらかせうか。

番 本日余て吉是することであろと思ふ。改りて今一ふ検討いたりと申んじて問題を差してましに。

番 さう言ふまでも限ば、感音、畫識に恵う、實事実を出を申さう。

八 番 どう言つた方法で進めるかに付す問題であり、委員會が分く分が易い处置が感じられる。關係者、活し合ひがなされたり考えられ、問題<sup>難</sup>が要であります。時間はさて、経続審議として付したとの動議を提出します。

二〇 番 議論する所なく、参考人に聞きゆ知つておるのである。

八 番 何が本物でありますか。二年以上今日審査することは出来ない。

経続審議として延べて行ひたまほを言つておるのである。

番 実質に持しては異論なつまぬので問題を村民に大なり疑心を

一七	者	持合せをからつて時間も延長となり解決となり、討論を
=	番	公審議員の登場である。方法として公懇會の中で利益關係人を呼
		んでの眞相を打ち明けねばならぬ。
	副議長	終題致します(午前六時三十分)
		再開致します(午後六時八分)
		社令の如く公審議員の動議は次々致してあります。
		本日表決致します。
		本日当山議員が就席となりますと、着席して居る議
		員を含め十九名となります。
		公審議員の總統審議の動議に賛成の方举手願ります。
		举手の如きの外名で可否を同様であります。
		裁決致します。
		時間延長にて審議する三回に決定致します。
一七	番	百九早とぞのことであつて、最り大切なる参入費の予算を
		擇ててあつて、さうしてもううつに
八	番	公審議員より公事要の予算をうながす。さう言ふた問題でおつり下
		あきてやうと日本困難であるので、總統審議にて
	副議長	休憩へぞ密室(午後六時三十分)
		再開致します(午後六時三十分)
八	番	先程より審議員より火那蘭、島暮、金城以を参考人として
		接向させし動議が成されております。
		表決致します。

副議長 七番議員の参考人として換問したとの動議に賛成の方

手を願ります

" 舉手したわうへ名過数でありますので呼がニと決定致します。

三名との有法第四〇條ニ項ナ通<sup>モ</sup>用するも、又参考人とす

まがお詫り致します。

一七 番 参考人同様にしてやりたと思つ

裏議員と唱つてあり

副議長 御異議なれどもさりとて、参考人と呼がニと致し

ます。まろくお願いします。

一七 番 稲倉村長から説明してもらひましたかおう通りですか

金城 まう通りです。

一七 番 ニ番議員の言葉の中に尖那覇説言の内容に幾分か食

違があるとう事であります。そのと莫ニツト詰めにござります。

尖那覇 当時正長をしておりまして、責任の莫で正頭命令を受け、松

本議員から、換問されたが、最初一日から五日頃までござつたが、

考え違が、貴委員会がどうか分らぬが、あつ時の松本議

員の質問七月から九月までの途中、延期願がおつてえがらか

て、私はいた覺え云々と思つ

九月以前上京したとおもがて御まことにござつたが、

契約内岩口知つておるがその事でござつて、内岩口知らぬのに

どうぞ取つておる二とおもつたが、

興那 翁	二回も言ひたことは、後向ヶ場食と言つたと覚えはおりません が、一度南へやりりた。
一三 番	興那翁は、南へ特別委員會の託言で絶対寧東の託言 をしたことがあります。
一三 船	當時の村長で、知念村長より、興那翁託人に對して推薦依 頼の旨意は認めておらず、
一三 番	は、以てして、その旨意は、存じておらず、
一三 番	村長に立候會人を推薦申し上げた事で、當時立候會人 が職務怠慢であれば、村長に責任をありますかに對し、 は、是と言ひた所、
一三 番	立候會人を立候會にて事も確認したかといひて、
一三 番	否、確認などもしませんでね。立候會の時も、立候會の時にめぐらしく会 合はれていた事は、あるまい。
一三 番	期間は、大正九月廿二日開いた時より、四月廿二十九月末まで約7ヶ月と 答えた。それで、立候會の時も、立候會の時にめぐらしく会 合はれていた事は、あるまい。
一三 番	政府が、四月廿九月末までの認可書をあつまつに立てて、 ほりと答えた。それで、立候會の時も、立候會の時にめぐらしく会 合はれていた事は、あるまい。
一三 番	元月廿二日付で、翁長は、知事であるがと、南へどさへなり 後で、浦良と答えた。
一三 番	後で、南へどさへなりて、土地泊り取りにいったうえ、秋之里取水 300ヶ所、思つた。業者石川、石川と答えた。石川が、井戸まで 村を実績をあつた事で、盐井のうござりとの

		内々と想う事であった。
米那霸		季夏會は九月から十月まで、四月から五月までに亘つて 活動する事で、これが最も忙い事である。石川代が運営を行ひ、 二月以降から巡回会を開いていた。石川代が運営を行ひ、 推進する事で、推進の中である。
米那霸		勤務費も現金はもうつかないといつて、支拂ひの度にうなづく 人種を闇するからである。
米那霸		証據を出すにうなづくに現金をやりりはさがつたが、ついで裏口誘導 人間にしがむる事で、現金をやりりはさがつたが、ついで裏口誘導人 にしがむる事で、現金をやりりはさがつたが、ついで裏口誘導人
米那霸		現金をやりりはさがつたが、ついで裏口誘導人、大委員会の権限が あらず手に取れない。
米那霸		また議事録等のつてあるが、その事で、違反することはない が、それがと思ふ。
米那霸		委員会本部は非常時に換向の仕方に対しては（桜木代）曰罪 であるが、本当に迷りました。
米那霸		桜木代がそれを認めており、それは人種を無視した事に まことに思つ。
米那霸		一方円満院が、と車を上げますのは、村長の中にはどうして 一部の人から取つたうではなしとかとの事であります。
米那霸		五五年十二月の総會の中には、メンバにて天久議員もおが誰 かし、村議會新聞紙上で色々の話が出来ました。十二月三日で 岸地泊の落成式が開催されました。が、上原が選出日が2月2日で

臣民とおぼえより、餘會を通じてやつた。希望者も集めてやう  
 きの事で、希望者も集め、正長にひ話してほく半地沼<sup>ハニマ</sup>で  
 やう事にやつた。餘會に話して三以上は部落でせ話を意味で  
 従賣會で話し、一部幹部が私が呼び立かつたとの話である  
 が、それば嘘で眞先に坐つたりうであら。

此見までは正で、四日から八個人である。その個人宅に集り  
 て、それで、そゝ時は四名社集つた。

様で四名社名の希望者に立つたと思う。  
 それで村に話したら、契約に入れたうがみうで後で三才用の  
 話があつた。三才用の話が立たず、自分の権利を放棄して  
 者ある。三才用はの昔りあつち、いつもに接濟があつて  
 経費が立つて、又減つて行つて、三名社に残り、百名で三才  
 用を貢ねて、漁民の補償があつて行く。

二番  
 印象を悪くして正松本議員を指摘する事で某が、あら當  
 時の話と、今お話を食違つてあるはどうかと思つ

三番  
 人間の向むする場合、人間を法律内に立たせた場合、迷う  
 菓もあらざる、その裏方考えてもういたり

一五番  
 松(大那瀬)餘會に立つておるし、希望でやうやうで、部落  
 全体である。叶はなかつた。東洋(業者にてきかつた)事実で  
 あります。

一六番  
 現在(大那瀬)の説明を仕方と今までの件で話を連つた  
 これが後で議事録で今まを思つてみにべらんと言つた

尖那霸

詫在三水の方々の利害をうかがふ事が出来なかつたので、どうかと思つて直ちに切りで、検査に水を場合、どうか怖氣でガラクで、一たん調査は三水であり、もう一回調査委員會が調査願ひに附して、一報を出る。

一三 番 指定特別委員會の場合、長を指摘した様に、宇治泊は

議題を取上げざりきで、口乃り、議會の議決を乞うて、宇治泊が問題なり、三水用の宇治泊へ詔で返し、三水門は反對に付いたとの事で、或る程度開く必要があつた。

又決して宇治泊は、叶に付けて、二水も聞くことをなかつた。三水門は吉田也あらじの結果を始めて、三水門とから詔もあつたが、大正門は三水門にして、とく事、當時は正當り大正門算である。

又がスクレーブは植干して、一水り三水門とした。その結果は、石川

伏木と付して、決して、三水門と付しておつた。

尖那霸

宇治泊の久久議員であつたとき話だが、その委員會で詔

石川、人間は酒を飲と済が多し、又一段の機嫌をやつたこと

が、議會の中を大きく取上げておられたが、村政の問題集

刑事案件件の件を議會まで持つて水た事はどうか

一四 番 時刻模様は委員會の時に、詔せたが、三月十九日の詔書

は警察署を提供したと、事で、警察署長が個人で調査せし

新浦の問題が終らり新甫記事で。

一九 番 五つに二水の問題がありまつて、宇治泊の傷害事件が取り去り、水

石川に付して、大正を取り立つておれたと、言つておるが、それは謡題

六月	番	に本取り上げられておりました。新南の件は情報と提供して貰いました。
一五	番	議題外であります。部落で開かれています。傷害事件が起きました。それは取扱い上、やうめに二つに分け、あらゆる二ことがやり次第あります。
一六	番	又議題なりつつある。誰かから有訴があり、それが詮諭です。
一七	番	つたを日本に新南。提供は、おもゆる一面で情報を取立てます。それであります。
=	番	参考人を呼んで理由に王り。委員会をやめた事が正しいかどうか、委員會の議事録を説いて、指摘などを聞く。
	副議長	休憩を置す(午時一十分)
		再開を置す(午後二時三十五分)
一七	番	内客で感じたが、犯人の連絡する事で、石川安菜
=	番	まだだら詫びの連絡をし、おもむろに連絡したところを接して来るが、出来うたでどうぞ言ふがとく。
一八	番	委員会で証言の中にあり通り九月四日までの延吉開催です。
		九月以降三回公視しておこなうが、新南にありますので事業を相違事
一七	番	村長に伺う。提出した三回につけて、三回報酬が一千五百、努力
知念清一		の形跡がござりと認められますが、大津村も見当つかなか
		金城が来て、その話をした場合に喜んで、村長の福社庄吉
		で、池ヶ業者、商業の業者が居た場合など、多幸がござります。

- 正農會は計らひ地の業者の方は来て、金城氏も認めた。そり後半地沿が来たので、とつて、誓しんだ。
- 米那霸  
（首から四角はどうだが大きく上りたかう質問に對して）  
前半が大きったと言つた。九月以降並期に分つたのは後で知つた。表の上は坐つておらず、椅子が見えます。腰はや  
一五 番  
（タクシード問題に聞き、縫うことをされば責任を負ふべき言  
すがりをすが、本契約・仮契約の内容を分つた）  
（手紙を三種類に割りてあります。）  
知念清一 次回貢知事き場合に收入する。若し鹿部をもよもつた時に只潔に  
上げ下りるを鹿部する時に取扱ひ言つこと。  
（鹿部をもよへば、金が取れども下保有した。二の問題につて  
は、口頭で督促した。）
- 一五 番  
（米綱金について、四月四日次回に納入するところであつて、あるが米だらけ  
六月三日まで、どうやら政府への報告事務があり、鳥居松代へ  
政府へ報告や図りで、七月三日〆にやつた。）  
一六 番  
（米那霸の場合は、希望者との話であつたが、村長をして希望者であつたの事を解してあつたと想うが、  
米那霸  
漁民と言はれておるし、半農半漁であつて、農民七戸で、  
かまくら部落は経費を立てておらず、半農半漁である。  
村長の方の事情は知りませんが、若し問題の出た際には、  
（カミ道の事由をとほり、おもむろに、財政の問題）  
一七 番  
協會長の会員の事由をある場合にとづいておうかと、

八 番	番	梁納の協會長が陳情書を提出するが、毛呂リバモニ内は毛安 当と恩讐との事で攻撃が、毛安の立場で反対した。
八 番	番	協會長立場を考慮して賣て呉田との事が承諾した。
八 番	番	協會長立場を考慮して賣て呉田との事が承諾した。
八 番	番	收入は報告によると、雜部金として處理させた理由は、未納を清算に表し 長とこそ雜部金として處理させた理由は、未納を清算に表し てから事業をあわせりであるが、どうかの問題を抱いていた。
八 番	番	當時、事業資金として有効に使う二ヒキ詰りあった。
八 番	番	個人はどうかの祐いやつたが、當時は喜んである。當時の林山自身 の事業業収入方を協力を得て、早くしたいとう事であったが、 便が場合また然しかったとは、村の資金から補助を得て その事をやめようとしたが、當時喜んだ家の協力を得れば 促進の基本にはなった事であるが、未だ事業所の不適当 な保管の方法で、雜部金の話を助役と共にした。 早く育英会を出し、毎月三日までに不足する 運びになつておつ兵、折が、實際の収入額とさう言ふ形態 違う状況で、林山は、この問題を抱いていた。
八 番	番	未納分について決算が出来てから、林山は、これにて スクミップから上つた。もろそく、育英資金と横並びせん 総部金が足りないにて、毎回監査ごとに感づつてか、 收入終了である村長は出納支出し命令がある。收入後 は早速に対して未納金が支取せられ、微減する。
八 番	番	八 番
八 番	番	八 番
八 番	番	八 番

自ら法は任期中じるつてありやどあるが、大口條で一切の歳入歳出を手算は編成せざればならぬ。

又引続の場合、目録、積立金の場合、府廳支拂局から、  
知念清一、船とて口無難くは房主さうだ、經理事務より來て助役ヒリ  
良く詫した。

番、詫ナ止てた場合、寺合制、渠りあまがニヨガ丹ガ莫底河に生長し  
知念清一、行政担当者として、当然とれは漁民補償である。

半地泊と業者日詫とか玉て業令、乙七村ニタ(機販)でありますか、利  
益は半々であまうており合シがつかねがつた。當時、税也昇  
番、岸地泊の漁民だけでもなく、他の漁民もあまうて調査させたり。  
は生長會に提案させたりは同時か、漁業課も同様に半地泊の漁民だけれども  
知念清一、半地泊の場合法的に合はない、半地泊の漁民だけれども半地泊  
の事で調査させたり、雇ひといき事で行政の立場から詫すが  
法的にどうする事で出来か、どの経済局の話であった。

又早くすまこと金錢約のものでありますので、それを返す事  
地元支側、印象がわづか、漁民全額として、半地泊の家屋漁  
民でおまかどりか調べたが、又半地泊已長の提案とは利が  
知念清一、そろおつてと詫せ置えてりる。利がある。

番、屯牧につて、萬助芝に伺う、當時の屯牧にテナ(始終在とぞ)  
八、當時、託言内客と、前村長と詫せ置、ニゲレラウケタマハヤ  
集、袋、危動、衝撃の監視が廻に行き、大口毛港上がりあづさる詫せ置  
ラノロ色はあまと申つて、軍運村長と詫せ置

- 今日満潮してからで、翌日行なうから検査しちらり。金城代  
もあすくハントーにきて調べたり。ホウ契約に入つてからも  
ので太口毛に入つておるからである。  
一七番 四口毛、大口毛とは別ものでありますか。  
又別の契約である  
一八番 今光村長さんが言つた通りである  
一九番 今度島猿代に聞きましたは知念氏の証言と相違するが  
島猿 猿代者であるとの事です。  
二〇番 猿代詮吉の中を自由に通過する時にはねが、今日言いた  
事が正しかったの出来である  
二一 決論を出す場合に考慮してもらひたい  
二二番 その問題を付託した場合、一矢を吐くつもりで取扱うかどうか  
の問題が、色々発展してあると思ふが、さう言つて是はつは  
取扱う可能性があるかどうか  
二三番 一矢を吐くつもりの事もあるが、全部取扱べきものには  
取り扱いで、賦政の検査の中に市、村民の爲めに取扱べきで  
当時賦産を差押すところは個人面での話し合はありますたが議  
題とからぬがつに、  
二四番 村で島猿代が報告した件数と相違があると、島猿代と金城  
久中で村にモ数を確きもいたが、金城久中が  
檢査は二人やうに、二三人の間で二つと申しますと、誰でも  
金城正雄 金城正雄さんへまほじとく關係

金城	
八重山で一諸島をあひて、金城正雄、石川ヒヨー語がありて	毛数り知て、づと羊がう知てあつた。ふざけにふざけの事
毛数り知て、づと羊がう知てあつた。ふざけにふざけの事	致多そのもくは金城氏に記さむ。
金城	権等が取扱を分は私の印が男つて、他の金は盐ヨリ下事に
金城	あら分と思つて、金城氏の手を経てやつたが、
金城	荒ち場合、全部金城氏の手を経てやつたが、
金城	バーチナ業者、ラバーナ省立會でやつた。私の領收印が山
金城	部誰か荒ヨリ、金城氏の手を経てあつた。
金城	金城正雄氏の手帳にあら分口印ケテ。
金城	輸出の場合にあらず配りあり。その時宣野湾、海上から買つた
金城	あらじて、荒て、業者は輸出する(宣野湾の許可になつた時)
金城	各會社と売つたが、今先き説明はあつたが、買つた時、輸出場
金城	合、金城氏は調べて、
金城	當時のスラムア事情がさうであつたうど、そらしか言ひ得
金城	金城正雄が対象にあらなかつたと解て、言ひかねばならぬ。
金城	金城産を差押としてあらなかつたと解して、言ひかねばならぬ。
金城	今先き大セセカの話りあつたが、これほ季賣會では、はつまりし
金城	である。
金城	特制ヒコの調書を書く場合に向題にこれて、りいとく事で
金城	ある。
金城	天七至西米鋼倉庫を押さなかつた理由は

## 金城

林長に對し申し譯さると思ふ。人重山に行つて帰るそ東京には

それにて一子を引揚げたり。後は四十五歳が立派との事で、金城

正確が船があるとの事で、我々が事業をする父ひとり上まで到達

期した。家相の事で、金城は年少の時に父の死後は世間の事で、

大有吉まであるが、實際には九月三日で、偽証罪に問して

今之語をすらか、實と老教が多くなるとも限りなり。それで

民事訴訟になつて、官公署から金城の妻の金城が、

金城は確に上げたが、知らばん。私達の手は全く経てない

金城は確に上げたが、知らばん。私達の手は全く経てない

金城は確に上げたが、知らばん。私達の手は全く経てない

金城は確に上げたが、知らばん。私達の手は全く経てない

金城は確に上げたが、知らばん。私達の手は全く経てない

金城は確に上げたが、知らばん。私達の手は全く経てない

金城は確に上げたが、知らばん。私達の手は全く経てない

金城は確に上げたが、知らばん。私達の手は全く経てない

金城は確に上げたが、知らばん。私達の手は全く経てない

金城 認めます。それで、この辺で、おもてはなすのを、おもてはなすのを、  
期間中は私の方を絆てお供はさせていたと認めます。金城  
一七 番 人々をして端数は切り捨てる事ではあるが、今、人毛とした  
事二つ目。

金城 今八毛は秋蓬がしたたりで付掛り、今人毛あります協会の場合一  
割引があり、当時の協会の規定的にたっておこうと、我々は  
只人毛として、しか販賣してまいり

一七 番 今八毛の差は当然村に納入すべきもの分が、からなければ  
事であります。これは、何と申しますと、

一七 番 協会が、読み書きで一個一毛で買つたとの話でありますのに  
三毛は、今八毛とすべきで常識的で、今八毛で理解す  
事なりと理解出来まい。

金城 買ひたのは一毛だが、金は今八毛分である。

一七 番 協会長は一個一毛で買つたとの事で、今八毛資料が  
あるとおり事で、そう解釈を貢がります。

金城 今八毛金を支り取る、向うは、毛が計算してあります  
一七 番 陸地で八毛が、海の場合には、イングリがつておこうと  
おりであります。全部イングリがあると、二毛はありますと予想。  
貴方の予想はどうか、お聞かせてください。

金城 私達は二毛あるとは思いますが、人毛とおもてはなすて今八  
番 仕方なくおきましたので、人毛と人毛とおもてはなすて今八  
番 陸地場合八毛、海上場合二毛とおもてはなすが、何故

番	報告書にしましたが、 入毛で買つて来れとう莫と、がにて謹じました。
番	此入すべきとの事でござりが、納入してしからべりうと思つ 此は私とては入毛べきで、又おど莫につき、計算をあれ が、もううるうと思う
番	九月以降は見込みありの必要が有りと言つておりますが、併致此 期頼もしたが、
金城公雄	金城公雄に利用三承下。
副議長	休憩を置く(午後九時二十分)。たゞお詫びある間に 再開を置く(午後九時四十分)。
番	光程の向題とては先に予算う手に審議して予 算に計上するところであつたが、そぞ毛の未納を徵收し 四五二毛の分で予算に入れる事が、予算委員会が 光程を入れたり困ることの事であれば、討論の中で行う べきであります。余の歳入歳出の予算として入れるべきで あると申します。
番	委員會の報告書を見ると、序言等多處あるが、 少く推進が入つておるが、何にか。ニ毛に疑惑心をもつ事は ありであるが、委員會の権限に生ずる信憑性を疑む 事があるあります。
番	本件は立場に立つて、委員會活動をさうりれば、

がで、委員会活動は無意味であり、全委員会活動の問題であります覆面どうしと対にして、ヤミへきておる。

三 番 報告する場合、あくまで、証據によるより手口は多く又金城の手帖生産業の対策及び、証據も京43号をとつて事で、推進で日本からどの事、嘉義鋼の元と申す季長から報告しておつたが、ヨロロ、ロロロ、モロモロの事は入れる必要はなしとの事で、ヨロロガバ相談を

四 番 我々が光明しておろのば、その手を覆すことがお手げ、覆ふておもろりと思う。(前略)

五 番 今番議員は委員會に疑問を持てて、二点に対して真想を口しかねる必要があると言つ、記入の証言の中二点を水位これを見つめると、今日より先を、真想だぞ取らぬで、國の後で公序會で見る必要があるが、買つた東洋商事の(○、△)で売れたとの事であるが、買つた人は(△)の経がある、金城氏の証言由、向達を指摘したらどうぞ、今貴婦が日付が3月2日として記入のへど

副議長 休憩を宣す(午後九時二十分)

六 番 朝開を宣す(午後九時五十分)日本政府の事務官は、日本政府は問題か、人間はよい所下さらず、日本政府は問題

八 番 製録は問題か、と思う人間はよい所下さらず、日本政府は問題で、事実、自体は国際的で、日本政府の問題ではあると思うが、字句一句がやこう場合、大体にがって議會調査は、文部省が本邦の事は日本と並んで、

先から言葉じりの取扱いにあらうぞ、言葉の誤りは記録の中の全体的に取扱うてあるのである。

米那霸 松本氏が記録に残す居所を記してあります。(中略)

一五 番 当時ノ記憶では承ば、二回に巡視したことをあります。二月

米那霸 季貢長之は筆記にてあります。さつでは度々云たが、衆に

二 番 行きながら考へて書くと違つたが、(中略) 二月

米那霸 自由な説言の中に出であります。当時の区長の中から

二二 番 五正事は、一回は龜助氏と、自分でや一回を事下めり、元月以降まで巡回を二回である。

米那霸 三月は、(中略) 二回確認した事は二回、巡回ヒニ事ト

(五月以降) は(中略) 下ニ季貢を個人的に(中略) が、

米那霸 記録も(中略) 事(中略) が、(中略) 事(中略) と

一三 番 議事録でも問題であります。は(中略) が、(中略) 事で

二四 番 議事録を(中略) 下は(中略) が、今后は信用するが(中略) で

八 番 取り調べるの立場(中略) として立場を守るべしで(中略)

米那霸 計事録(中略) が、議事録を通じて(中略) たとえ事で

		ハ 番	説明内裏につき岸本そり地に話した事が有りが。 米那霸
八重	番	櫻原議長に議會で話してからようつにと話した。	舞はさう言ふ事があるて、傍聴に來てゐるが、今日上提 水原議長がさういふて、知らなかつた。家に
米那霸	議會にり傍聴して、委員會にもさう希望しておる。議 會より連絡があつた。委員會でも希望をおもひ	議會にり傍聴して、委員會にもさう希望しておる。議 會より連絡があつた。委員會でも希望をおもひ	議會にり傍聴して、委員會にもさう希望しておる。議 會より連絡があつた。委員會でも希望をおもひ
米那 番	新南面セキヨリ通り、北二から東二と想ひ、 議會より連絡があつた。委員會でも希望をおもひ	新南面セキヨリ通り、北二から東二と想ひ、 議會より連絡があつた。委員會でも希望をおもひ	新南面セキヨリ通り、北二から東二と想ひ、 議會より連絡があつた。委員會でも希望をおもひ
米那 番	議長又は漁民の補償をやらせたが、船内燃費運送と 之は半農半漁であるて、漁民補償であるが、業 務所前	議長又は漁民の補償をやらせたが、船内燃費運送と 之は半農半漁であるて、漁民補償であるが、業 務所前	議長又は漁民の補償をやらせたが、船内燃費運送と 之は半農半漁であるて、漁民補償であるが、業 務所前
米那 番	也わほますうで、参考人の証言を終了してと思ひますので 動議を提出します。	也わほますうで、参考人の証言を終了してと思ひますので 動議を提出します。	也わほますうで、参考人の証言を終了してと思ひますので 動議を提出します。
副議長	唯全の動議は成立致りおりまじく左様取扱ふ旨にて せうか、力詰りしらず。	唯全の動議は成立致りおりまじく左様取扱ふ旨にて せうか、力詰りしらず。	唯全の動議は成立致りおりまじく左様取扱ふ旨にて せうか、力詰りしらず。
御異議がござりますておりまじく下參審度入り証言	を終りました。決定致しま事へて、人に詰められたが、	を終りました。決定致しま事へて、人に詰められたが、	を終りました。決定致しま事へて、人に詰められたが、

八 番	参考として半地泊の部落の人に関する行政上の問題
八 番	半地泊の細部の東表を発展してあらねど、何が何がありますから、何の問題があるかと思うが、
八 番	漁業に付いて、一セ名のうちの話に疑問をもつてあります。
六七 番	半農半漁であつて、事業三石でありますと困ります。
八 番	半地泊の人で魚をあつておられの方々が、ノロウタヤつておまが海から直接取つておる事業をおなじ日々思ふが、
一五 番	半農半漁で生活の根據をなさなければいけないと思う
一七 番	業者と正の差があつて、委員會としても行政上あ差で
一七 番	は、そこまで必要ぢらうと思つた
一七 番	二回委員会より反論があつたが、一応あく反論を検討してみた所と加味して報告書の検討を正しく出た
一七 番	委員會が出した事につき、反論が成立するかどうかで報告書の相違を訂正である。
一一 番	委員會の報告に対する調査(実運)があつて、是
一八 番	非ナリントにしてくが、もちらりたりして、之が原因で
一八 番	どう言う理由で、繼續審議に入りました。今日ほんとお功つてやりました。動議を提出します。
副議長	皆咸と唱うありますので、おまかせ下さい。
副議長	唯命の動議は成立致しましたが、左様取計を良いか